

(目的及び設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の2第3項及び同法第15条の2第3項の規定に基づき、市長が廃棄物処理施設の設置及び変更の許可をするにあたり、当該施設の設置及び変更に関する計画並びに維持管理に関する計画(次条において「許可申請に係る計画」という。)が、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるか否かについて、調査審議するため、倉敷市廃棄物処理施設設置専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、許可申請に係る計画が、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるか否かについて、調査審議するものとする。

- (1) 廃棄物の処理に関する事項
- (2) 大気汚染に関する事項
- (3) 水質汚濁に関する事項
- (4) 騒音に関する事項
- (5) 振動に関する事項
- (6) 悪臭に関する事項
- (7) 地下水に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織し、前条に規定する所管事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例に基づき、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成15年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,100円	同上
---------------	-----------	----

」を「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,100円	同上
廃棄物処理施設設置専門委員会委員	日額 11,100円	同上

」に改める。

附 則(平成20年2月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。